

農地転用候補地一覧表記載要領

- 1 代替性の検討を要する農地転用は以下のとおりである。
ただし、下記(3)の場合を除く。
 - (1) 第一種農地の場合
農地法施行規則第33条第1項に掲げる施設（地域の農業の振興に資する施設）を設置するための転用
 - (2) 第二種農地の場合
次のいずれかに該当する場合を除く転用
 - ① 転用行為が土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る事業の用に供するために行われるものである場合
 - ② 転用行為が農地法施行令第10条第1項第2号イ（地域の農業の振興に資する施設）、ロ（市街地に設置することが困難又は不適當な施設）、ホ（公益性が高いと認められる施設）又はヘ（地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる農地の転用）のいずれかに該当する場合
 - (3) 「仮設工作物の設置等一時転用の場合」、「事業地が限定されるような合理的な理由があり、複数候補地を選定のうえ検討する必要が乏しい場合」（住宅増築に伴う宅地の拡張や進入路の設置、事業所敷地に隣接又はまたがって整備する従業員用駐車場、資材置場等）や「第4条申請において、他の土地を求めることが申請者に著しい不利益を与えると判断される場合」など
(H20.6.12 付け 20 農第 1217 号 福島県農林水産部長通知、H21.12.11 付け農林水産省運用通知参照)
- 2 候補地については、申請地以外に3ヶ所程度は選定すること。
なお、選定に当たっては、自己所有地や親族所有地に限定することなく、以下の土地を番号の小さな順から優先的に選定し、少なくとも⑥の土地は必ず選定するように配慮すること。
また、「候補地の種類」欄に、以下の①～⑦の該当番号を記載すること。
 - ① 非農地
 - ② 市街化区域内農地
 - ③ 非線引都計用途地域内農地
 - ④ 市街地の区域内、又は申請地よりも市街化の傾向が著しい区域内にある農地
 - ⑤ ①～④の区域に隣接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地
 - ⑥ 形状等からみて申請地よりも生産性が同等以下と思われる農地
 - ⑦ ①～⑥以外の農地
- 3 「候補地選定の要件」欄には、申請に係る事業の目的を達成するために必要な要件を複数個記載すること。
- 4 「図面番号」欄には、候補地の位置を示した案内図を別に添付し、当該案内図に付した候補地毎の番号を記載すること。
- 5 「目的達成の適否」欄には、上記3の各要件毎に、事業目的が達成できるか否かにより「適」又は「否」と記載すること
- 6 「適否判断の理由」欄には、上記5の判断理由を各要件毎に記載すること

農地転用候補地一覧表

候補地選定の要件

	図面 番号	所在地	現況 地目	※土地 の種類	候補地 選定の	目的達 成の適	適否判断の理由	総合 判断
候補地 1								
候補地 2								
候補地 3								
候補地 4								
候補地 5								

- ※
- ① 非農地
 - ② 市街化区域内農地
 - ③ 非線引都計用途地域内農地
 - ④ 市街地の区域内、又は申請地よりも市街化の傾向が著しい区域内にある農地
 - ⑤ ①～④の区域に隣接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地
 - ⑥ 形状等からみて申請地よりも生産性が同等以下と思われる農地
 - ⑦ ①～⑥以外の農地

(記載例)

農地転用候補地一覧表

候補地選定の要件	
1	土地の権利取得が可能であること
2	ある程度整形な面積が200㎡以上確保できること
3	住宅を建てるうえで適した土地であること
4	子供が現在と同じ小学校に通学できる学区内にある土地であること

候補地	図面番号	所在地	現況地目	※土地の種類	候補地選定の	目的達成の適	適否判断の理由	総合判断
候補地1	1		宅地	①	1	否	土地の所有者と交渉したが、価格面で折り合いがつかず断念した。	×
					2	適	整形な土地が250㎡確保できる。	
					3	適	公道に面した土地であり特に問題は無い。	
					4	否	子供の小学校とは同一学区内にはない。	
候補地2	2		山林	①	1	適	土地所有者の了解を得られる見込みである。	×
					2	否	法面に相当な面積が取られてしまうため、整形な土地としては150㎡程度しか確保できない。	
					3	否	道路には面しているが、水道管が埋設されておらず宅地には適さない。	
					4	適	子供の小学校の学区内である。	
候補地3	3		田	③	1	否	土地の所有者と交渉したが、価格面で折り合いがつかず断念した。	×
					2	適	整形な土地が250㎡確保できる。	
					3	適	公道に面した土地であり特に問題は無い。	
					4	適	子供の小学校の学区内である。	
候補地4	4		畑	⑥	1	適	叔父所有の農地であり、使用貸借により確保可能。	×
					2	適	整形な土地が300㎡確保できる。	
					3	否	山間部の畑で道路に面しておらず、建築確認上の接道要件がクリアできない。	
					4	適	子供の小学校の学区内である。	
候補地5	5		田	⑦	1	適	父親所有の農地であり、使用貸借により確保可能。	○
					2	適	整形な土地が300㎡確保できる。	
					3	適	公道に面した土地であり特に問題は無い。	
					4	適	子供の小学校の学区内である。	

- ※
- ① 非農地
 - ② 市街化区域内農地
 - ③ 非線引都計用途地域内農地
 - ④ 市街地の区域内、又は申請地よりも市街化の傾向が著しい区域内にある農地
 - ⑤ ①～④の区域に隣接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地
 - ⑥ 形状等からみて申請地よりも生産性が同等以下と思われる農地
 - ⑦ ①～⑥以外の農地